

■ 検討に当たっての考え方

○ 令和4年度 特定課題評価（政策の柱の評価）の全体意見

・適切な指標の設定

政策評価の目的の一つである「道政の透明性の確保と道民への説明責任を果たす」観点から、政策や施策の進捗、道政課題への対応状況について、社会経済情勢を示す客観的なデータや根拠を用いて、道民に分かりやすく説明するよう努めること。

また、「評価の客観性の確保」の観点から、施策目標や事業の取組の進捗状況を表す適切な成果指標の設定に引き続き努めるとともに、関連する統計数値等の評価への反映方法について検討し、実施方針に規定するなど明確化すること

【3つの指摘】

- ① 客観的なデータや根拠を用いた道民への分かりやすい説明に努めること
- ② 取組の進捗状況を表す適切な指標の設定に努めること
- ③ 統計数値等の評価への反映方法を検討し、明確化すること

令和5年度 基本評価の見直し（案）

○ 成果指標設定基準の明確化



○ その他統計数値等を用いた評価の実施



道民への分かりやすい説明
— より課題を明確化する評価へ —



■ 令和5年度 基本評価の見直し（案） ～ 指標設定関連

○ 成果指標設定の課題・問題点

【ケース①】

- (1) 施策との関連が弱い、あるいは、施策の取組と直結していない指標が設定されている。
- (2) 施策を構成する取組について、関連する計画に成果指標やK P Iが設定されているが、政策評価では成果指標に設定されていない。
- (3) 法令等で求められている体制整備に関する指標が設定され、既に目標が達成されている。
- (4) 1つの取組に関し、同類の成果指標が複数設定されている。
- (5) 評価基準日直後に、統計データが公表されるため、最新の数値を用いた評価ができない。

見直し① 成果指標設定基準の明確化

- ・ 新たに「成果指標の設定に関する基準」を定めるなど、評価の客観性の確保に向けて、指標設定のルールを見える化

【ケース②】

- (1) 目標値を定めることが難しいため、政策評価の成果指標として設定ができない。
- (2) 施策に関連する計画に成果指標やK P Iを設定していないため、政策評価の成果指標として設定ができない。

見直し② その他統計数値等を用いた評価の実施

- ・ 道民の認識や道政課題等に関連する成果指標以外のデータ（統計数値）を分析し、課題を明らかにした上で、評価結果に反映

○ 基準の趣旨

「基本評価における一次政策評価の実施方針」第8の「その他評価の実施に関し必要な事項」として、成果指標の設定に関する基準を定める。

○ 成果指標の設定における基準

政策評価の目的の一つである「道政の透明性の確保と道民への説明責任を果たす」観点から、施策の目標達成や現状の改善、課題の解決など、取組の成果を分かりやすく説明できるよう、成果指標の設定に当たり、次の事項に留意するものとする。

- 成果指標は、**原則、アウトカム指標**とすること。
 - **施策の目標や課題及び取組と直結**する指標の設定に努めること。
 - 「**施策目標**」、「**現状と課題**」に**直接関連**する総合計画、重点戦略計画及び特定分野別計画に掲げる成果指標のうち、**重要な指標**を設定すること。
 - 法令等で求められている体制整備に関する数値について、達成率100%に達した後に成果指標とする場合、取組に関する他の成果指標を設定するか、その他統計数値等による取組分析を行うこと。
 - 同類の成果指標を複数設定する場合は、まとめて1つの指標とすること。
- 上記を踏まえて、取組項目ごとに**1つ以上、全体で5つ以下の成果指標を設定**すること。

○ 本基準外で対応するもの

□ 評価マニュアル等で対応（「成果指標の設定」ではなく、指標の数値の取扱いに関する事項）

- 二次評価前に反映できる最新の情報（最新数値）について、可能な限り一次評価への反映に努めること。
- 成果指標に設定している数値の正確性を高めることに十分留意すること。

